

令和 8 年 3 月 2 5 日

監 査 委 員 決 定

令和 8 年度江東区監査等実施計画

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 8 条の 4 第 1 項により定められた江東区監査基準（令和 2 年 4 月江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 7 条に基づき、令和 8 年度の監査等の実施計画を策定する。

1 監査等の範囲及び目的

監査委員は、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施が確保され、区民福祉の増進に資することを目的とし、監査、検査、審査を行う。

（1）定期財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

（2）行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

（3）財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査する。

（4）決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることを審査する。

(5) 例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを検査する。

(6) 基金運用審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査する。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを審査する。

2 監査等の日程

別紙「令和8年度監査等実施計画」のとおり。

令和 8 年度 監査等実施計画

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

[1] 定期財務監査・随時監査・行政監査・決算審査及び財政援助団体等監査等

実施月	区 分	想定 日数	監査対象部局・施設	監査範囲・内容	江東区監査基準
5 月	第 1 回 定期財務 監査	5	男女共同参画推進センター、清掃事務所、教育センター、図書館 (江東・深川)	令和 7 年度 (深川図書館は令和 5~7 年度) 予算執行状況及び施設の 管理・利用状況	第 2 条第 1 項第 1 号 (地方自治法) 第 199 条第 1 項 第 4 項
6 月~8 月 (各部の委員監 査は、7 月上旬 開始予定)	第 2 回 定期財務 監査	40	各部 (局・室・所) 政策経営部、総務部、地域振興部、 区民部、福祉部、障害福祉部、生 活支援部、健康部 (保健所)、こ ども未来部、環境清掃部、都市整 備部、土木部、会計管理室、教 育 委員会事務局、選挙管理委員会事 務局、監査事務局、区議会事務局	令和 7 年度 予算執行状況及び施設の 管理・利用状況	第 9 条
		1	工事監査 (総務部・土木部・教育委 員会事務局)	設計・施工状況及び現場 監査	
	内部統制 に関する 監査	1	企画課、総務課、会計管理室	令和 7 年度 取組み状況	
7 月~9 月	決算審査 及び 健全化判 断比率等 審査	6	各部 (局・室・所) 政策経営部、総務部、地域振興部、 区民部、福祉部、障害福祉部、生 活支援部、健康部 (保健所)、こ ども未来部、環境清掃部、都市整 備部、土木部、会計管理室、教 育 委員会事務局、選挙管理委員会事 務局、監査事務局、区議会事務局	令和 7 年度 一般・国民健康保険・介 護保険及び後期高齢者医 療会計並びに各基金運用 状況 令和 7 年度 健全化判断比率	第 2 条第 1 項第 4 号 第 6 号 第 7 号 (地方自治法) 第 233 条第 2 項 第 241 条第 5 項 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律) 第 3 条第 1 項
10 月~11 月	第 3 回 定期財務 監査	18	特別出張所、出張所、区民館、保育 園、児童館、江東きつずクラブ	令和 6~8 年度 予算執行状況及び施設の 管理・利用状況 (特別出 張所については令和 7~8 年度各状況)	第 1 回・第 2 回定期 財務監査に同じ
10 月~12 月	財政援助 団体等監 査	20	江東区文化コミュニティ財団 江東区健康スポーツ公社 江東区社会福祉協議会 所管部 (局・室・所) その他公設民営施設、民間施設 (補 助金交付団体・指定管理者制度によ る施設等)	令和 7 年度 団体の経理及び公の施設 の管理運営状況	第 2 条第 1 項第 3 号 (地方自治法) 第 199 条第 7 項
1 月~2 月	第 4 回 定期財務 監査	20	幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校	令和 6~8 年度 予算執行状況及び施設の 管理・利用状況	第 1 回・第 2 回定期 財務監査に同じ
1 月~2 月	随時監査	1	工事監査 (総務部・土木部・教育委 員会事務局)	設計・施工状況及び現場 監査	(地方自治法) 第 199 条第 1 項 第 5 項
随時	行政監査	未定	事務事業	事務の執行状況等	第 2 条第 1 項第 2 号 (地方自治法) 第 199 条第 2 項

[2] 例月出納検査

実施月	日 数	対象部署	検査範囲・内容	江東区監査基準
毎月	各月 1 日	会計管理室	各会計歳入歳出状況及び歳入歳出外 現金の出納保管状況	第 2 条第 1 項第 5 号 (地方自治法) 第 235 条の 2 第 1 項

【注 1】定期財務監査の対象施設等のうち、隔年等で監査を実施している施設等の中には、翌年度も続けて監査を実施することがあります。

【注 2】日光高原学園の施設監査は、3 年毎の実施です (今回は令和 9 年度に実施予定)。